



福岡県医発第2078号（地）

平成19年 2月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武



「平成18年4月改定関係Q&A問58の改訂について」の送付について

「療養通所介護サービス」事業等は、通所介護サービスの新たなサービス体系の一つとして、平成18年4月に創設されたものです。このサービスは重度要介護者の中で、難病等を有するものやがん末期の者等の医療ニーズを相当程度抱える者をサービス対象とするものであり、医療との連携などによるサービスの質の確保が重要であることから、緊急時対応医療機関や安全・サービス提供管理委員会の設置などが、指定基準において定められております。

また、当該サービスは新設サービスということもあり、その施行において、利用者の安全面への配慮から、配置基準の趣旨徹底が図られる間は、「平成18年4月改定関係Q&AVol.1問58（平成18年3月22日）」において、対象者を「難病又はがん末期の状態にある者」に限定する取扱いをしておりました。

今般、厚生労働省は、制度施行後一定期間が経過し、指定基準の趣旨徹底が図られていると考え、対象者を前述に限らず、「医療ニーズの高い重度要介護者」とすることが可能であると、当該Q&Aの差し替えについて事務連絡が発出された旨別紙のとおり日本医師会より連絡がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の平成18年4月改定関係Q&A問58の改訂（対象疾病等の緩和）に関し、療養通所介護サービス事業は「介護サービス」を提供するものであり、十分留意することが必要であります。当然のことながら、利用者に不都合のないよう、主治医を含めたサービス担当者会議等で十分協議のうえ、当該サービスにあたることも重要でありますので、よろしくお願い申し上げます。



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(介 7 1)
平成 19 年 2 月 14 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

天 本 宏

「平成 18 年 4 月改定関係 Q & A 問 5 8 の改訂について」の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「療養通所介護サービス」事業は、通所介護サービスの新たなサービス体系の一つとして、平成 18 年 4 月に創設されたものです。このサービスは重度要介護者の中で、難病等を有するものやがん末期の者等の医療ニーズを相当程度抱える者をサービス対象とするものであり、医療との連携などによるサービスの質の確保が重要であることから、緊急時対応医療機関や安全・サービス提供管理委員会の設置などが、指定基準において定められております。また、当該サービスは新設サービスということもあり、その施行において、利用者の安全面への配慮から、設置基準の趣旨徹底が図られる間は、「平成 18 年 4 月改定関係 Q & A Vol.1 問 5 8 (平成 18 年 3 月 22 日)」において、対象者を「難病又はがん末期の状態にある者」に限定する取扱いをしておりました。

今般、厚生労働省は、制度施行後一定期間が経過し、指定基準の趣旨の徹底が図られていると考え、対象者を前述に限らず、「医療ニーズの高い重度要介護者」とすることが可能であると、当該 Q & A の差し替えについて別添の事務連絡を発出したしました。本会においても事務連絡を入手いたしましたので、ご参考までにお送りいたします。つきましては、傘下の地区医師会および会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の平成 18 年 4 月改定関係 Q & A 問 5 8 の改訂 (対象疾病等の緩和) に関し、療養通所介護サービス事業は「介護サービス」を提供するものであり、例え看護師等有資格者であっても、医行為を行うものではないことから、サービス内容には、十分留意することが必要であります。当然のことながら、利用者に不都合のないよう、主治医を含めたサービス担当者会議等で十分協議のうえ、当該サービスにあたることを重要であると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

(添付資料)

・平成 18 年 4 月改定関係 Q & A 問 5 8 の改訂について

(平 19. 2 . 9 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)
以上

平成 19 年 2 月 9 日
事 務 連 絡

各都道府県介護保険主管部（局）

平成 18 年 4 月改定関係 Q & A 問 58 の改訂について

厚生労働省老健局老人保健課

療養通所介護は、重度要介護者の中で難病等を有する者やがん末期の者等医療ニーズも相当程度抱える者を対象とするサービスであることから、医療との連携も含めたサービスの質の確保を図るため、指定基準において緊急時対応医療機関の設置や安全・サービス提供管理委員会の設置等を求めているところであるが、平成 18 年介護報酬改定において新たに創設されたサービスであるため、平成 18 年 4 月改定関係 Q & A 問 58 において、指定基準の趣旨の徹底が図られるまでの間は、その対象者を、重度要介護者であって、難病又はがん末期の状態にある者に限定する取扱いとしていたところである。

しかしながら、制度施行後一定の期間が経過し、指定基準の趣旨の徹底も図られたと考えられることから、重度要介護者で医療ニーズの高い方であれば、難病又はがん末期の者に限らず、対象とすることができる取扱いとすることとし、平成 18 年 4 月改定関係 Q & A 問 58 を別紙のとおり差し替えることとするので、関係団体、関係機関等への周知をお願いしたい。

【療養通所介護関係】

(問 5 8) 療養通所介護の対象者は「難病等を有する重度要介護者」とあるが、「難病等」に当たるかどうかについてはどのように判断するのか。

(答) 療養通所介護は、重度要介護者の中で、医療ニーズも相当程度抱えており、一般の通所介護ではサービス提供を行うことがなかなか難しいと考えられる者を対象とすることを考えており、このような介護ニーズ、医療ニーズともに相当程度抱えている利用者を対象としていることから、医療との連携も含め、サービスの質の確保は特に重要であると考えている。

このため、療養通所介護の指定基準においては、利用者の病状の急変等に迅速に対応するため、緊急時対応医療機関の設置を求めることや、地域の医療関係団体や保健、医療又は福祉の専門家等から構成される「安全・サービス提供管理委員会」の設置を求め、当該事業所より適切にサービス提供が行われているかどうか、またサービスの内容が適切であるかどうか定期的に検討し、サービスの質の確保に常に努めることとしているところである。

療養通所介護の提供に当たっては、こうした指定基準の趣旨の徹底が図られ、地域の医師をはじめとする医療関係者と、他のサービス事業者との一般的な連携（協力医療機関等）以上の緊密な連携が確保されていることも含め、サービスの提供に当たっての安全性や適切な運営が十分に担保されることが重要であると考えている。

療養通所介護の対象者については、「難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なもの」とされているところであるが、利用者の疾患が「難病等」に当たるか否かについては、療養通所介護において提供しているサービスの内容等を踏まえ、利用者に対する療養通所介護の提供の適否の観点から主治医を含めたサービス担当者会議において検討の上、適切に判断されたい（「難病等」について難病に限定するものではない）。

平成18年4月改定関係Q & A (vol. 1) (平成18年3月22日)

見直し案	現行
(問58) 療養通所介護の対象者は「難病等を有する重度要介護者」とあるが、「難病等」に当たるかどうかについてはどのように判断するのか。 (答) 療養通所介護は、重度要介護者の中で、医療ニーズも相当程度抱えており、一般の通所介護ではサービス提供を行うことがなかなか難しいと考えられる者を対象とすることを考えており、このような介護ニーズ、医療ニーズともに相当程度抱えている利用者を対象としていることから、医療との連携も含め、サービスの質の確保は特に重要であると考えている。 このため、療養通所介護の指定基準においては、利用者の病状の急変等に迅速に対応するため、緊急時対応医療機関の設置を求めることや、地域の医療関係団体や保健、医療又は福祉の専門家等から構成される「安全・サービス提供管理委員会」の設置を求め、当該事業所より適切にサービス提供が行われているかどうか、またサービスの内容が適切であるかどうか定期的に検討し、サービスの質の確保に常に努めることとしているところである。 療養通所介護の提供に当たっては、こうした指定基準の趣旨の徹底が図られ、地域の医師をはじめとする医療関係者と、他のサービス事業者との一般的な連携（協力医療機関等）以上の緊密な連携が確保されていることも含め、サービスの提供に当たっての安全性や適切な運営が十分に担保されることが重要であると<u>考えている。</u>	(問58) 療養通所介護の対象者は「難病等を有する重度要介護者」とあるが、「難病等」の「等」にはどのような疾患が含まれるのか。 (答) 療養通所介護は、重度要介護者の中で、医療ニーズも相当程度抱えており、一般の通所介護ではサービス提供を行うことがなかなか難しいと考えられる者を対象とすることを考えており、このような介護ニーズ、医療ニーズともに相当程度抱えている利用者を対象としていることから、医療との連携も含め、サービスの質の確保は特に重要であると考えている。 このため、療養通所介護の指定基準においては、利用者の病状の急変等に迅速に対応するため、緊急時対応医療機関の設置を求めることや、地域の医療関係団体や保健、医療又は福祉の専門家等から構成される「安全・サービス提供管理委員会」の設置を求め、当該事業所より適切にサービス提供が行われているかどうか、またサービスの内容が適切であるかどうか定期的に検討し、サービスの質の確保に常に努めることとしているところである。 療養通所介護の提供に当たっては、こうした指定基準の趣旨の徹底が図られ、地域の医師をはじめとする医療関係者と、他のサービス事業者との一般的な連携（協力医療機関等）以上の緊密な連携が確保されていることも含め、サービスの提供に当たっての安全性や適切な運営が十分に担保されることが重要であると<u>考えており、このため、対象者については、指定基準の趣旨の徹底が</u>

療養通所介護の対象者については、「難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なもの」とされているところであるが、利用者の疾患が「難病等」に当たるか否かについては、療養通所介護において提供しているサービスの内容等を踏まえ、利用者に対する療養通所介護の提供の適否の観点から主治医を含めたサービス担当者会議において検討の上、適切に判断されたい（「難病等」について難病に限定するものではない）。

図られるまでの間は、重度要介護者であって、難病又はがん末期の状態にある者に限定する取扱いとする。

ただし、従前から療養通所介護と同様のサービスを提供しており、地域における医師をはじめとする医療関係者と、他のサービス事業者との一般的な連携以上の緊密な関係が既に認められる事業所（具体的には、現に試行的事業において療養通所介護と同様の事業を実施している事業所であって、療養通所介護の提供に当たっての都道府県知事の指定を受けた事業所）においては、既にサービスを受けている利用者の方々が継続して当該サービスを利用することができるようにする観点からも、平成１８年度から例外的に難病やがん末期に併せ、サービス担当者会議等において、主治医が療養通所介護の利用が不可欠であると判断する者についても対象とする取扱いとする。